

# 市民農園整備促進法推進事務処理要領

平成 4 年 2 月 19 日  
農 管 第 1 2 0 1 号  
農 企 第 1 0 1 9 号  
都 計 第 1 2 5 5 号  
最終改正 平成 20 年 3 月 31 日  
農 管 第 5 6 6 号

## 第 1 趣 旨

市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号。以下「法」という。）第 3 条に基づく市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の策定その他法の円滑な推進に資するため、新潟県市民農園整備促進法推進事務処理要領を定める。

今後の事務処理に当たっては、法、同法施行令（平成 2 年政令第 272 号）及び同法施行規則（平成 2 年農林水産省令、建設省令第 1 号）並びにこれら法令に基づく別記通知によるほか、本要領の定めるところによる。

## 第 2 推進事務

### 1 知事の事務

- (1) 基本方針を策定（変更）し、公表すること（法第 3 条）。
- (2) 市町村が市民農園（法第 2 条第 2 項に定めるもの。以下同じ。）として整備すべき区域（以下「市民農園区域」という。）を指定（変更）しようとするとき、あらかじめ、市町村からの協議に対して、回答すること（法第 4 条）。
- (3) 市町村が市民農園の開設を認定（変更）しようとするとき、あらかじめ、その内容を審査し、同意すること（法第 7 条）。
- (4) その他法の円滑な推進に必要な事務

### 2 市町村の事務

- (1) 市民農園区域を指定（変更）し、公表すること（法第 4 条）。
- (2) 市民農園の開設を認定（変更）すること（法第 7 条）。
- (3) その他法の円滑な推進に必要な事務

### 3 市町村農業委員会の事務

- (1) 市町村が市民農園区域を指定（変更）するに当たり、当該区域が法第 4 条第 1 項各号に掲げる要件に該当するか否かを審査し、決定すること（法第 4 条）。
- (2) 市町村が市民農園の開設を認定（変更）するに当たり、認定の申請が法第 7 条第 3 項各号に掲げる要件に該当するか否かを審査し、決定すること（法第 7 条）。
- (3) その他法の円滑な推進に必要な事務

## 第 3 推進体制

- 1 法の所管課は、農業に関する事項は農地部農地管理課、都市に関する事項は土木部都市局都市政策課とする。

- 2 県は、関係課で構成する市民農園整備促進法連絡調整会議（以下「市民農園連絡調整会議」という。）を設置し、基本方針の策定（変更）、市民農園区域の指定（変更）協議に対する回答及び市民農園の開設認定（変更）同意等を行うために必要な連絡調整を行うものとする。

#### 第4 事務処理の手順

##### 1 基本方針の策定

- (1) 法の所管課は、十分に連絡調整を行った上で、基本方針の原案を取りまとめ、市民農園連絡調整会議に諮るものとする。
- (2) 基本方針は、県報等に登載して公表するとともに、市町村その他関係機関に通知するものとする。
- (3) 法の所管課は、基本方針の写しをそれぞれ農林水産省北陸農政局長又は国土交通省都市・地域整備局長あてに送付するものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は基本方針を変更する場合に準用する。

##### 2 市民農園区域の指定

- (1) 市町村長は、市民農園区域を指定しようとするときは、知事に対し市民農園区域指定（変更）協議書（別記第1号様式）を提出し、市民農園区域の指定について、あらかじめ知事と協議するものとする。

なお、この協議は、地域振興局農林振興部長又は農業振興部長（新発田地域振興局にあっては農村整備部長、佐渡地域振興局にあっては農林水産振興部副部長（農村振興担当）とし、新潟地域振興局にあっては巻農業振興部長を除くものとする、以下「地域振興局農林振興部長等」という。）を経由して行うものとし、市民農園区域指定（変更）協議書には、市民農園区域指定調書（別記第2号様式）を添付するものとする。

- (2) 市町村農業委員会は、市町村長が(1)の協議を行うに当たり、当該市民農園区域として指定しようとする区域が、農地の利用等の観点から法第4条第1項各号に掲げる要件のすべてに該当するか否かを審査し、農地部会又は総会で決定するものとする。
- (3) 地域振興局農林振興部長等は、市町村長から市民農園区域指定（変更）協議書の提出があった場合、地域振興局地域整備部長（新発田地域振興局にあっては農業振興部長及び地域整備部長、以下「地域振興局関係部長」という。）と十分に連絡調整（別記第3号様式）を行った上で、意見を付して、別記第4号様式により農地管理課長あてに送付するものとする。
- (4) 農地管理課長は、市町村の市民農園区域指定（変更）協議事項を市民農園連絡調整会議に諮るものとし、同会議において、当該申請内容が基本方針に適合しかつ当該市民農園区域内で開設される市民農園において農地転用又は開発行為が行われても差し支えないものと判断されたときは、協議に回答する手続きを行うものとする。
- (5) 農地管理課長は、協議に対する回答が整ったときは、地域振興局農林振興部長等を経由して市町村長に対し市民農園区域指定（変更）協議に対する回答を別記第

5号様式により行うものとする。

(6) 農地管理課長は、(5)の回答に合わせ、市民農園連絡調整会議の関係課長に対し、市町村長に回答を行った旨の通知を行うものとする。

(7) 市町村長は、市民農園区域を指定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(8) (1)から(7)までの規定は、市民農園区域の変更について準用する。

### 3 市民農園の開設の認定

(1) 市町村長は、市民農園区域内又は市街化区域内において市民農園を開設しようとする者（以下「開設認定申請者」という。）に、市民農園開設認定（変更）申請書（別記第6号様式）を提出させるものとする。

なお、この申請書には、市民農園整備運営計画書（別記第7号様式）を添付させるものとする。

(2) 市町村農業委員会は、市民農園開設認定申請が農地の利用等の観点から法第7条3項各号に掲げる要件のすべてに該当するか否かを審査し、農地部会又は総会で決定するものとする。

なお、決定に当たり市民農園施設に供する土地が農地転用を伴う場合は、審査調書（別記第8号様式）を作成するものとする。

(3) 市町村長は、(2)の市町村農業委員会の決定を経て、当該市民農園の開設が適当である旨の認定をしようとするときは、知事に対し市民農園開設認定（変更）同意申請書（別記様式第9号）を提出し、当該市民農園の開設の認定について、あらかじめ、知事の同意を申請するものとする。

なお、この同意申請は、地域振興局農林振興部長等を経由して行うものとする。

(4) 地域振興局農林振興部長等は、市町村長から市民農園開設認定（変更）同意申請書の提出があった場合、地域振興局関係部長と十分に連絡調整（別記第10号様式）を行った上で、意見を付して、別記第11号様式により農地管理課長あてに送付するものとする。

(5) 農地管理課長は、市町村の市民農園開設認定（変更）同意申請を市民農園連絡調整会議に諮るものとし、同会議において、当該申請内容が基本方針に適合しかつ開設される市民農園において農地転用又は開発行為が行われても差し支えないものと判断されたときは、認定に同意する手続きを行うものとする。

(6) 農地管理課長は、同意の決定があったときは、地域振興局農林振興部長等を経由して市町村長に対し同意通知を行った旨の通知を別記第12号様式により行うものとする。

(7) 農地管理課長は、(6)の通知に合わせ、市民農園連絡調整会議の関係課長に対し、市町村長に同意通知を行った旨の通知を行うものとする。

(8) 市町村長は、市民農園の開設を認定したときは、遅滞なく、認定指令書（別記第13号様式）を開設認定申請者に交付するとともに、知事にその旨を通知するものとする。

(9) (1)から(8)までの規定は、市民農園整備運営計画の変更の認定について準用する。

別 記

- 1 市民農園整備促進法の施行について  
平成2年9月20日・2構改B第981号  
建設省経民発第40号・建設省都公緑発第107号  
農林水産事務次官・建設事務次官通知
- 2 市民農園整備促進法の運用について  
平成2年9月20日・2構改B第982号  
建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号  
農林水産省構造改善局長・建設省建設経済局長・建設省都市局長通知
- 3 市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について  
平成2年9月20日・2-38・建設省都公緑発第109号  
農林水産省構造改善局農政部農政課長・建設省都市局公園緑地課長通知
- 4 市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について  
平成2年9月20日・2-39・農林水産省構造改善局農政部農政課長通知
- 5 市民農園整備促進法の施行に伴うレクリエーション農園の取扱通達の取扱について  
平成2年9月20日・2構改B第1045号・農林水産省構造改善局長通知
- 6 市民農園整備促進法の施行に伴う農業振興地域制度の運用について  
平成2年9月20日・2構改C第666号  
農林水産省構造改善局長通知
- 7 市民農園整備促進法の施行に伴う農業振興地域制度の運用に当たっての留意事項について  
平成2年9月20日・2-18  
農林水産省構造改善局計画部地域計画課長通知